









66号建物便所改修工事

件名	66号建物便所改修工事					図面番号	1/6
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	給排水係長	電気係長	設計者
							
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊						令和7年 月 日	

特記仕様書

- 1 工事件名 66号建物便所改修工事
 2 工事場所 大分県由布市湯布院町川上942 陸上自衛隊湯布院駐屯地
 3 工事概要

工事種別	工事概要	備考
建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鋼製建具新設 1箇所 ◆ トイレブース撤去 1箇所 ◆ 軽鉄間仕切り壁新設 1箇所 ◆ 天井点検口交換 1箇所 	
電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 照明器具取付 2台 ◆ 換気扇取付 1台 ◆ 換気フード取付 1個 ◆ 配管配線工事 1式 ◆ コンセント新設 2箇所 	1台再利用
機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 洗面化粧台新設 1台 ◆ 給排水設備工事 1式 	

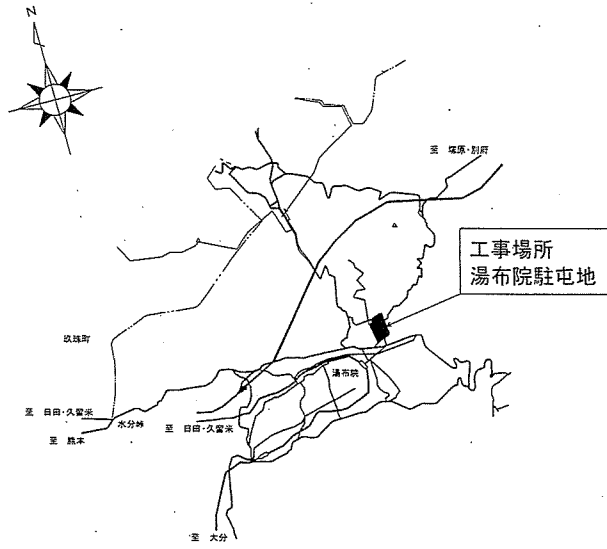
4 一般事項

- (1) 本工事は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（建築・電気・機械）及び関係諸法規に基づき施工するものとする。（以下標準仕様書）
- (2) 工事中の安全管理には十分留意し、火災・事故等が発生しないよう万全を期す。また、隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、請負者が補償、賠償の責を負うものとする。
- (3) 本工事に伴う駐屯地内建物等施設への立ち入り、その他制限事項等は、当駐屯地の諸規則に従うこととし、必要の都度監督官から指示を受けるものとする。
- (4) 土日祝日の作業は原則実施しないとする。但し天候等やむを得ない理由で工期に支障が出る事が予測される場合は、監督官と協議するものとする。
- (5) 本工事に使用する電気、水は請負者で準備するものとする。
- (6) 本工事に際し、取り合い上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において施工するものとする。また、本仕様書及び工事に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施するものとする。
- (7) 工事中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (8) 写真は、作業前・作業後・主要な施工段階及び監督官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理し、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理するものとする。
- (9) 本工事での発生材は金属類については計量し監督官へ引き継ぐものとし、その他の発生材については、関係諸法規を遵守し適切に処分するものとする。
- (10) 一日の作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (11) 本仕様書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、施工に先立ち現場調査のうえ実施するものとする。
- (12) 建設業法一部改正により、元請業者が下請業者と下請契約を締結して工事を実施する場合は、官側へ施工体制台帳を提出すると共に主任技術者の保有する資格証明書の写しを提出するものとする。
- (13) 本工事に際し、外国人の入場には部隊側が示す様式により申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。また、部隊側の手続き上、許可までに2～3カ月の期間を要する。

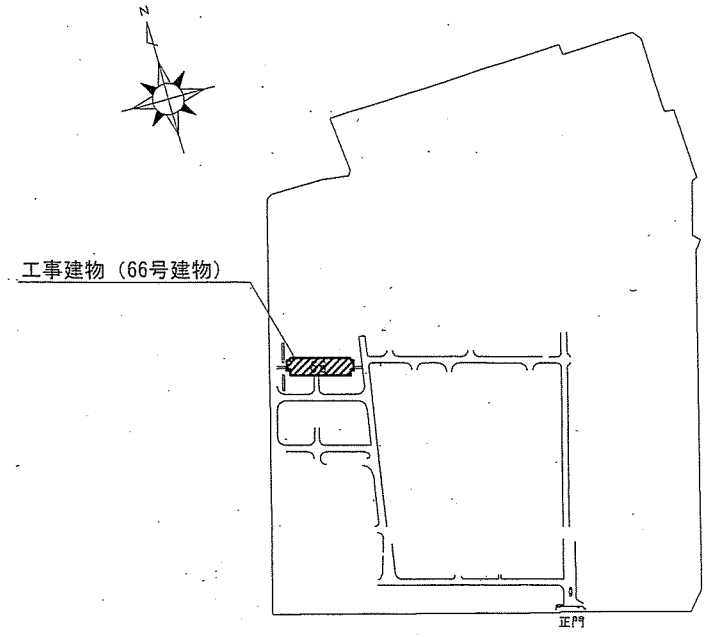
5 特記事項

- (1) 内装改修工事
 ア 廊下側コンクリート壁の撤去は他の構造体及び仕上げに損傷を与えないよう行い、ダイヤモンドカッター等で切り込むものとする。
 イ 壁内の鉄筋は撤去面より深い位置で切断する。
 ウ 廊下側コンクリート壁と建具の間はモルタル補修とする。
 エ 軽量鉄骨壁下地は、JIS A 6517（建築用鋼製下地材（壁））とする。
 オ 軽量鉄骨壁下地の種類は65形を使用し標準仕様書に基づき施工する。
 カ 屋内で塗装する場合のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。
- (2) 鋼製建具
 ア 建具の性能はJIS A 4706による。
 イ 承認図を作成し事前に監督官の承認を得る。
 ウ その他標準仕様書及び建具製作所の仕様による。
- (3) 電気設備工事
 ア LED照明器具には、定格電流20A以上の電源送り配線が可能な端子を設ける。
 イ 既設照明器具の移設跡は補修するものとする。
 ウ 配線は天井内ころがしとする。
 エ コンセントは埋込みアースターミナル付接地コンセントとし、取付は床面から400mmの位置とする。
 オ 施工完了後は、配線の絶縁抵抗測定を実施し、結果書を官側に提出するものとする。
 カ コア抜き前には、事前にコンクリート壁内部調査を実施するものとする。
 キ その他標準仕様書による。
- (4) 機械設備工事
 ア 給水管はSGP-VBを使用する。また、ピット内の保温が必要な給水管は保温処置(d・(ハ)Ⅶ)を施すものとする。
 イ 汚水管はVPを使用する
 ウ 継手類や配管付属品は、標準仕様書による。
 エ 衛生陶器はJIS A 5207による。
 オ 衛生陶器の付属金具はJIS A 5207の付属書に準ずる。
 カ 洗面化粧台は、以下製品若しくは同等以上のものとする。
 TOTO Aシリーズ 間口500mm 化粧台高さ750mm 一面鏡 単水栓 ストレート型止水栓
 キ 洗面化粧台周囲はシーリング施工を実施するものとする。
 ク コア抜き前には、事前にコンクリート壁内部調査を実施するものとする。
 ケ その他は、標準仕様書による。
- (5) 事前調査・報告
 請負者は、「石綿含有建材が使用されているか否かの事前調査」を官側が別途契約した業者に実施させるものとする。事前調査の結果、試料採取・分析が必要となった場合も同様に実施させるものとする。また、契約金額が100万円以上となる場合は、事前調査の結果を大分県に報告し、報告書の写しを監督官へ提出すること。

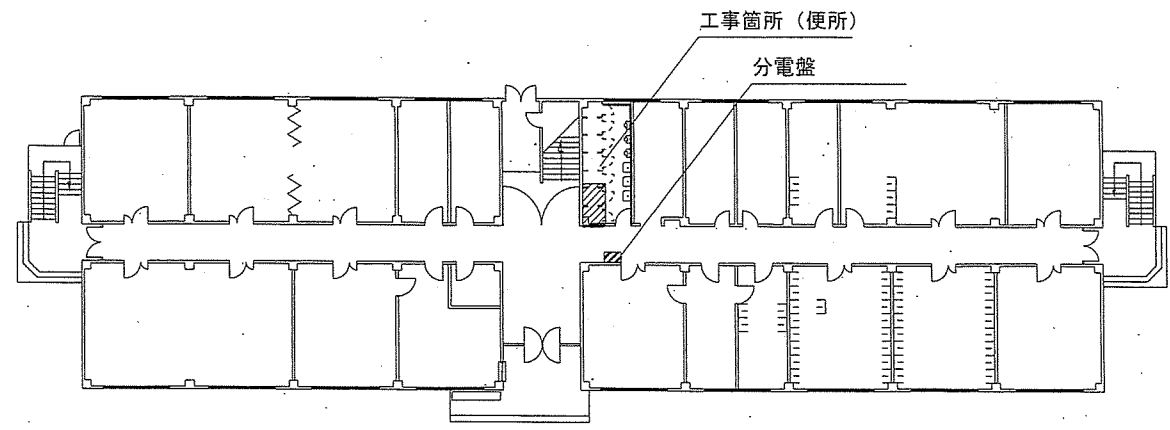
件名	66号建物便所改修工事	図面番号	2/6
図名	仕様書	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年 月 日	



駐屯地案内図 (S=1:X)

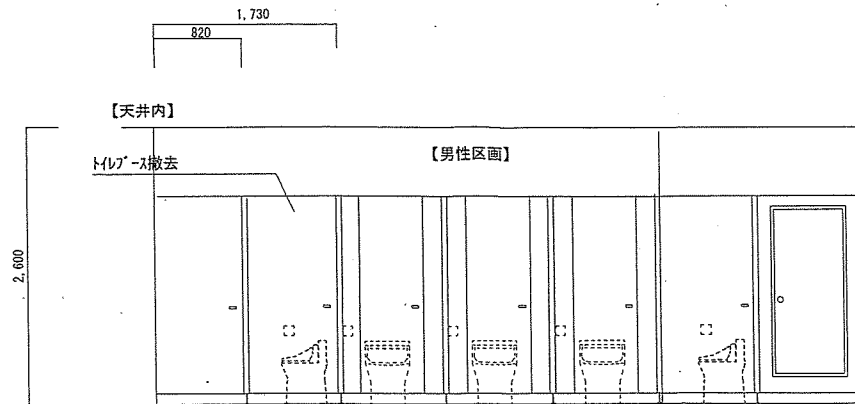
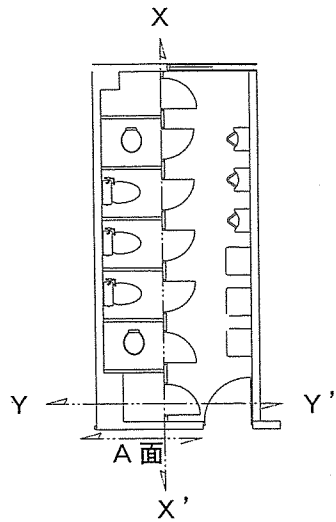


駐屯地配置図 (S=1:5,000)

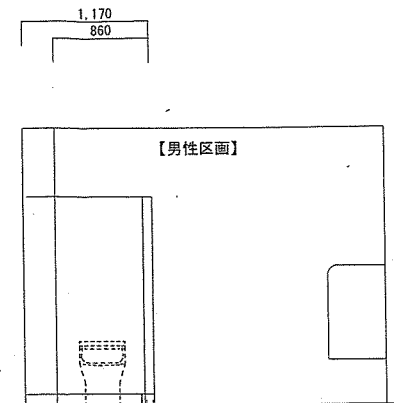


66号建物 1階平面図 (S=1:600)

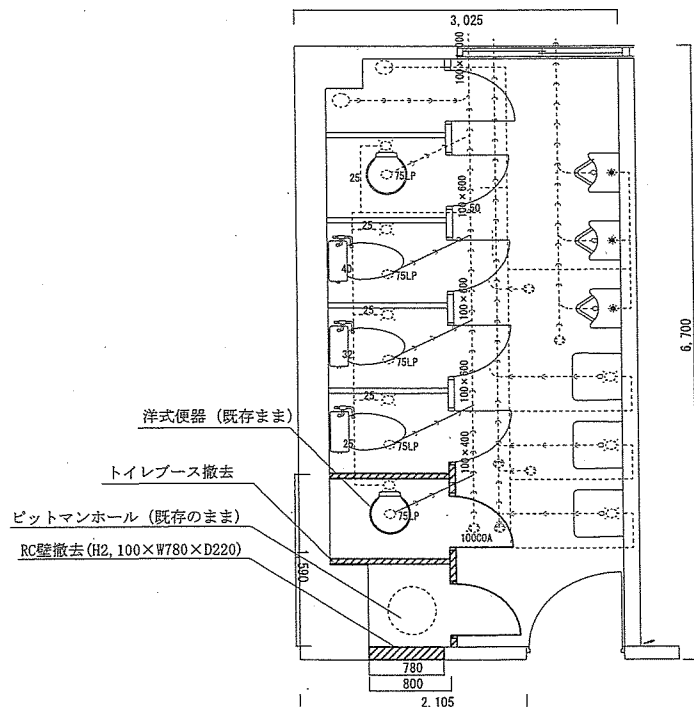
件名	66号建物便所改修工事	図面番号	3/6
図名	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年 月 日	



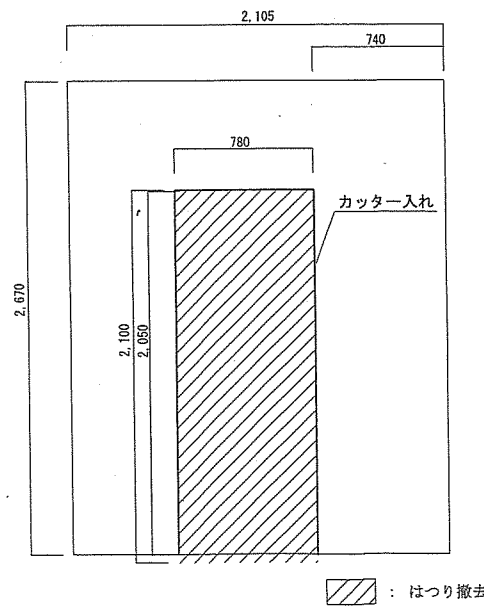
66号建物 断面図 (X-X') 改修前 S=1:50



66号建物 断面図 (Y-Y') 改修前 S=1:50

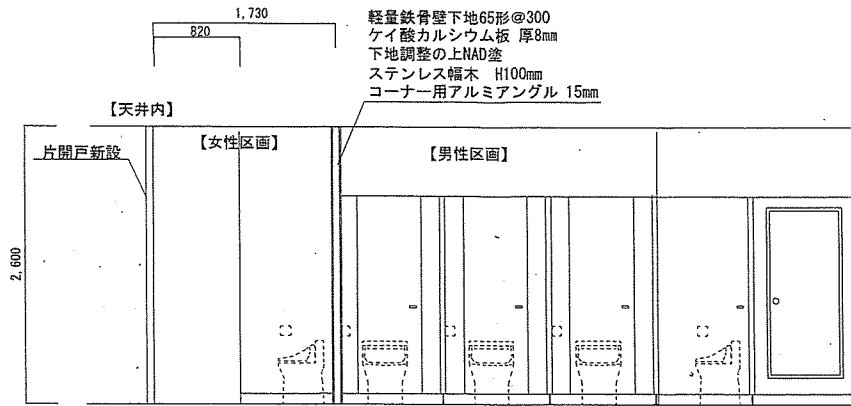
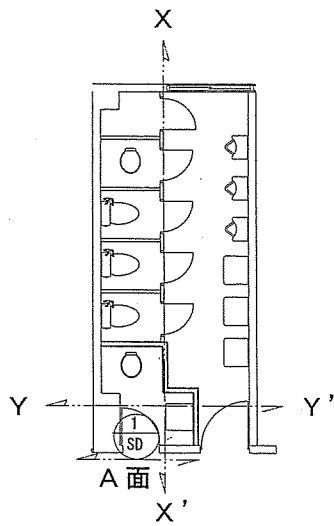


66号建物 機械設備図 改修前 S=1:50

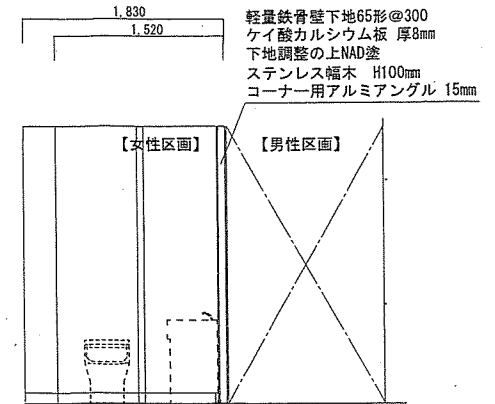


66号建物 A面改修前 S=1:30

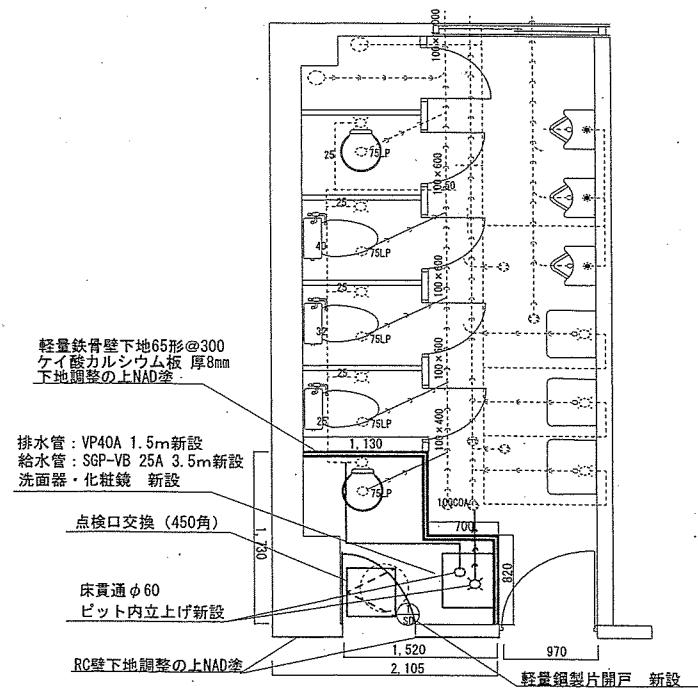
件名	66号建物便所改修工事	図面番号	4/6
図名	機械設備図改修前	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年 月 日	



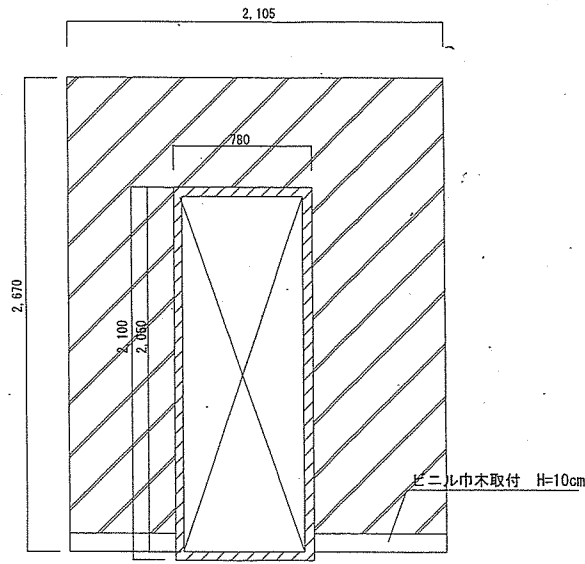
66号建物 断面図 (X-X') 改修後 S=1:50



66号建物 断面図 (Y-Y') 改修後 S=1:50



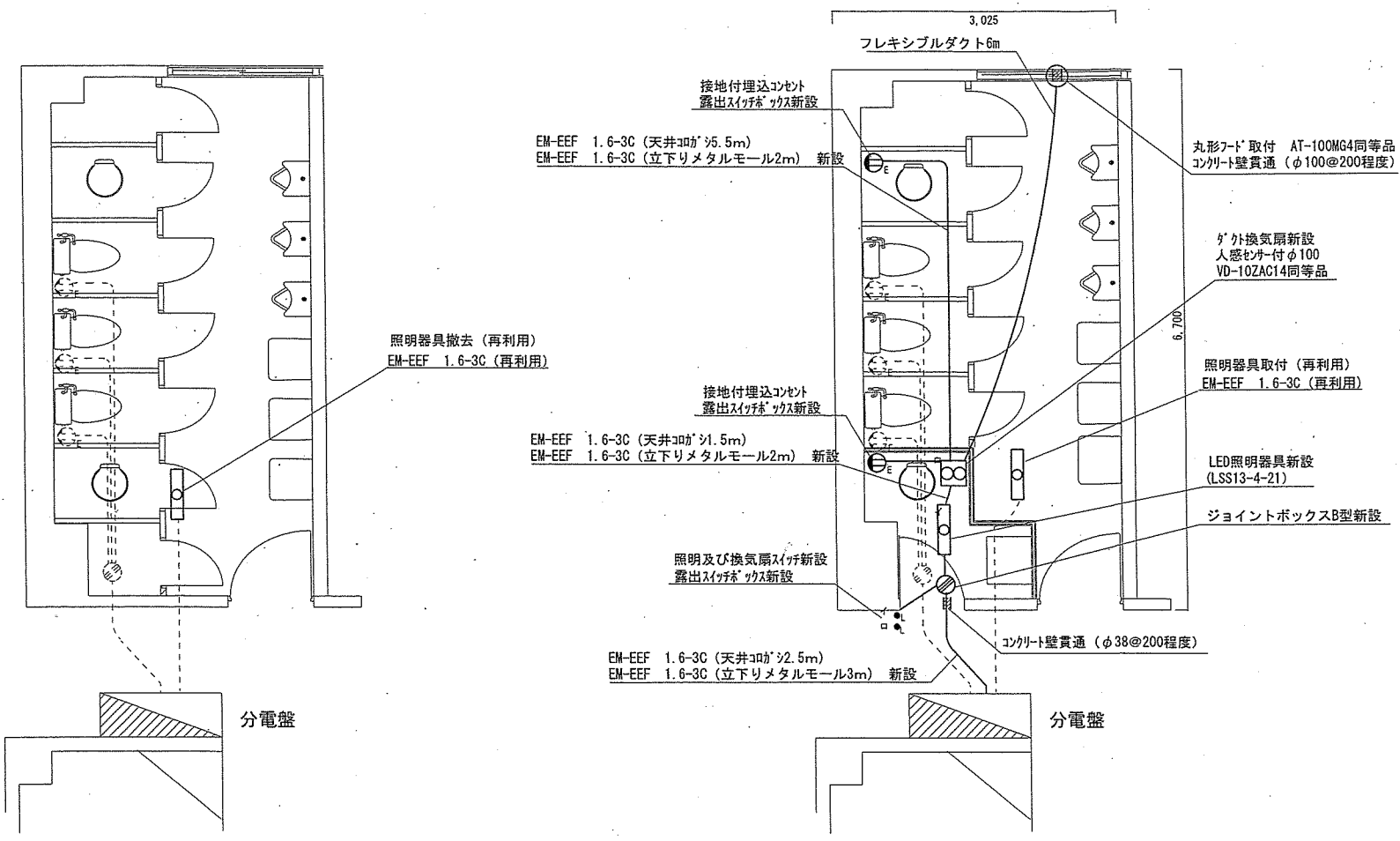
66号建物 機械設備図 改修後 S=1:50



66号建物 A面改修後 S=1:30

場所・数量	① SD	亜鉛鋼製片開扉	1箇所
形状			
枠見込	220		
材質及び仕上げ	亜鉛鋼板		
金物	ステンレス丁番、ドアチェック、ガラリ、ステンレス製靴すり、戸当たり、本締付モノロック、ドア表示板 (使用中)、その他付属金物一式		
備考			

件名	66号建物便所改修工事	図面番号	5/6
図名	機械設備図改修後	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年 月 日	



66号建物 電気設備図 改修前 S=1:50

66号建物 電気設備図 改修後 S=1:50

件名	66号建物便所改修工事	図面番号	6/6
図名	電気設備図改修前後	縮尺	図示
陸上自衛隊湯布院駐屯地業務隊		令和7年 月 日	